

# 河川に関する事務の移管について

(市第60号議案 横浜市事務分掌条例の一部改正関連)

## 1 背景

近年、日本国内でも異常気象による局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）が頻発しており、住宅が密集する地区や都市機能・地下施設の集中する地区で発生した場合、人命に関わる重大な被害や都市機能の麻痺につながる恐れがあります。

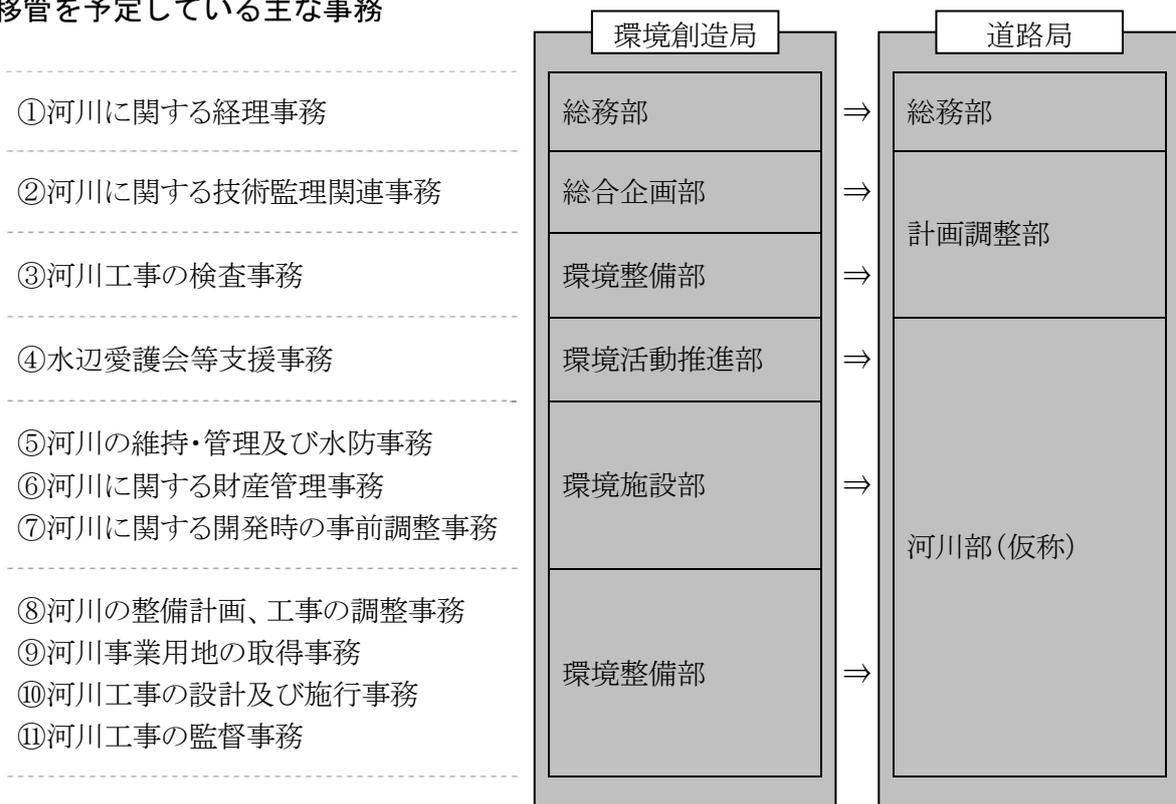
本市でも局地的な集中豪雨に見舞われており、「市民の生命・財産保護」と「都市機能の確保」のため、河川の増水による洪水や浸水被害への対応策を早急に講じる必要があります。

## 2 基本的な考え方

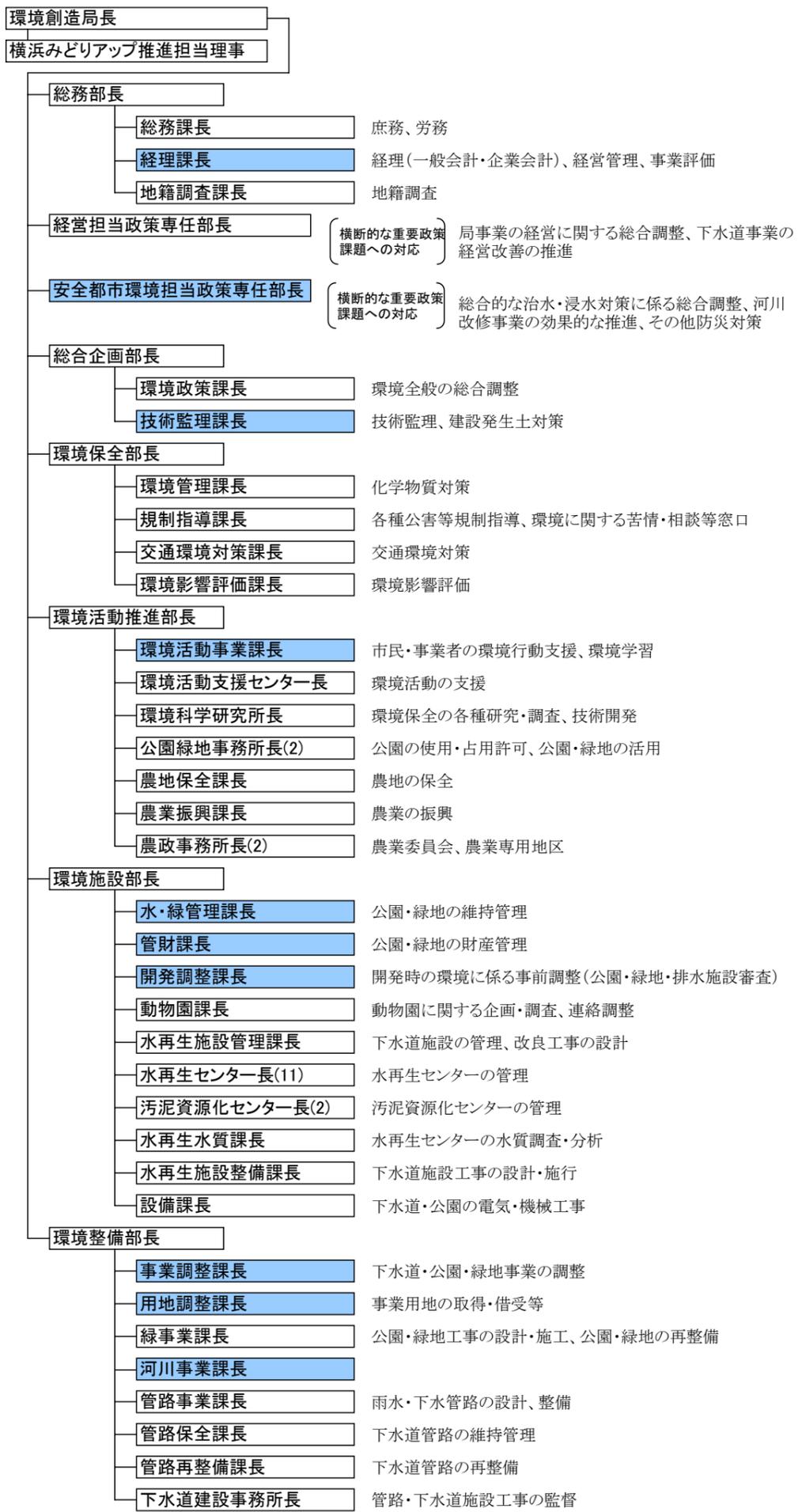
局地的な集中豪雨で想定される洪水や浸水被害への対応策として、道路と河川の管理を一体化することで、水害の予防・保全機能を強化するとともに、発災時の河川と道路との指揮命令系統を一元化するため、環境創造局で行っている河川に関する事務を道路局へ移管します。

## 3 事務移管

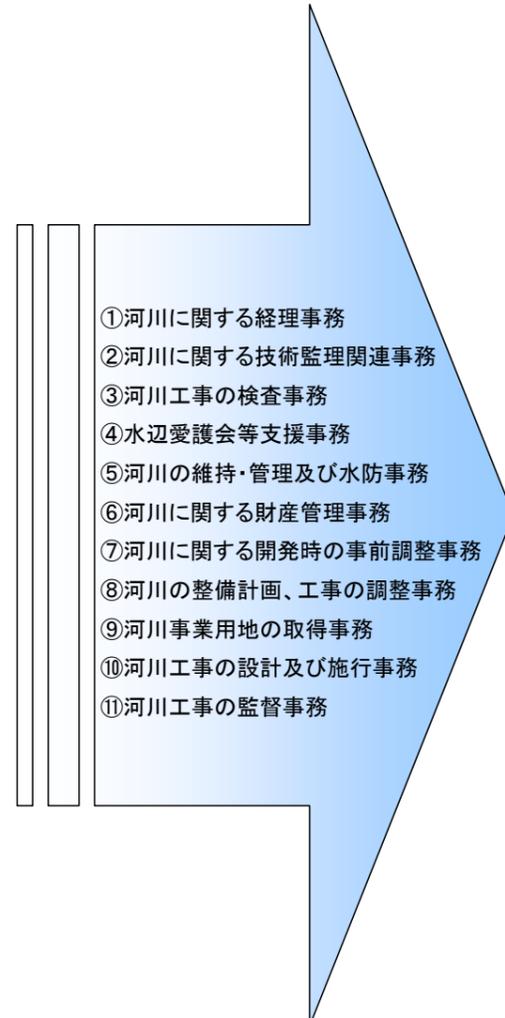
移管を予定している主な事務



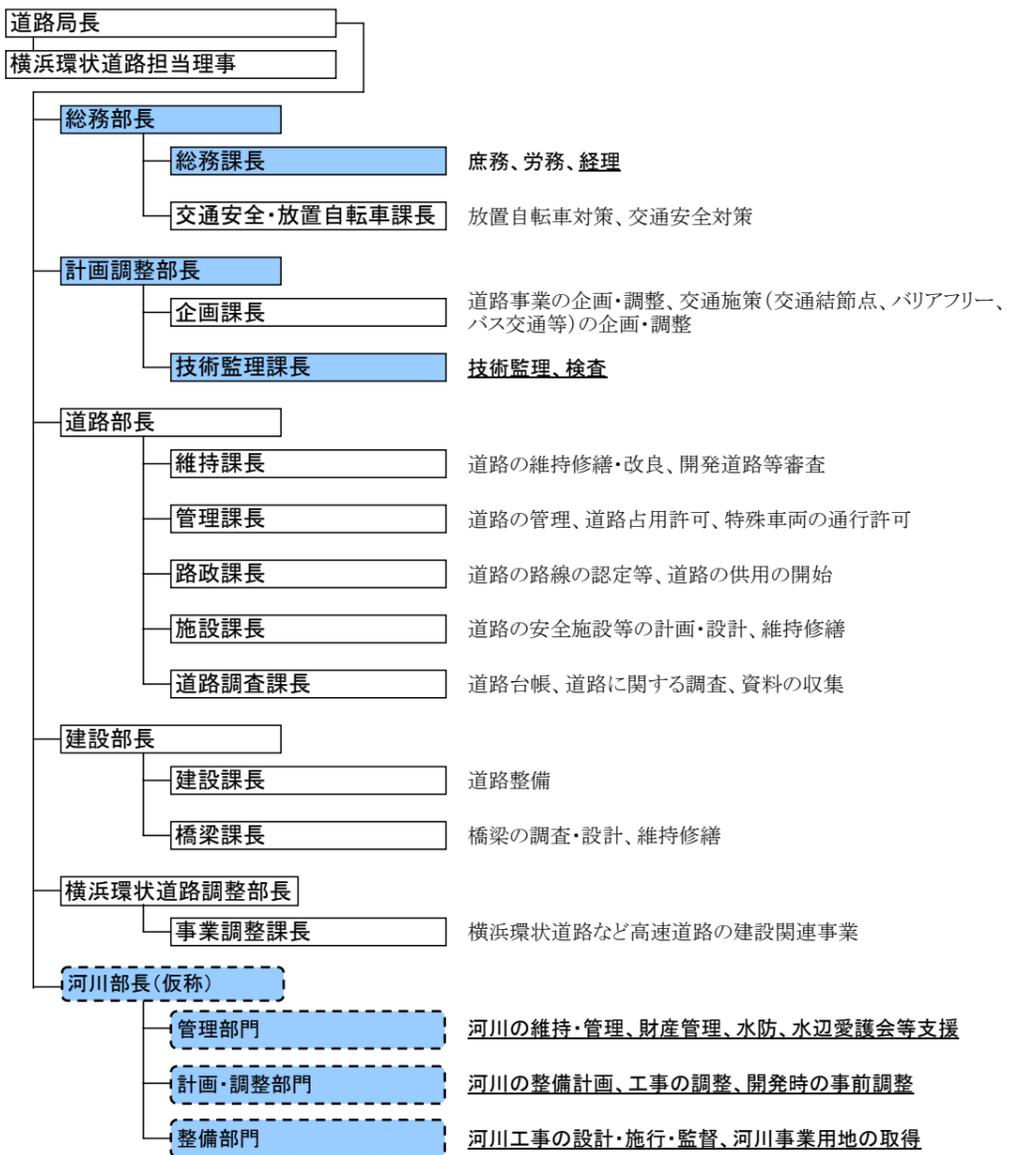
<現行>



<移管事務>



<河川移管後>



※ 機構図は河川に関する事務の移管について示しており、移管後の環境創造局及び道路局の執行体制については、引き続き具体的な「部」「課」などの構成や職員配置について検討を進めます。